

清水町老人健康増進センター設置及び管理条例（昭和60年12月23日条例第38号）を廃止する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(条例廃止)</p>	<p>清水町老人健康増進センター設置及び管理条例</p> <p><u>(目的)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、清水町老人健康増進センター（以下「増進センター」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p><u>(設置)</u></p> <p><u>第2条 町民の健康の維持増進及びスポーツレクリエーション活動の普及振興を図るため、増進センターを設置する。</u></p> <p><u>(名称及び位置)</u></p> <p><u>第3条 増進センターの名称及び位置は、次の通りとする。</u></p> <p>名称 <u>清水町老人健康増進センター</u></p> <p>位置 <u>清水町南2条7丁目1番地</u></p> <p><u>第4条 削除</u></p> <p><u>(使用の許可)</u></p> <p><u>第5条 増進センターを使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとする場合も、また同様とする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。</u></p> <p><u>(1) 秩序及び風俗を害するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(2) 増進センターの施設を損傷するおそれがあるとき。</u></p>

改正後

改正前

(3) 他人に危害を及ぼし又は迷惑をかけるおそれのある物品、動物等を携行するとき。

(4) その他管理上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第6条 前条第1項の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可を受けた目的以外の目的に使用し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第7条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に係る条件を変更し、又は当該使用を停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 詐欺その他の不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(3) その他管理上特に必要があるとき。

2 使用者が前項の規定による処分によつて損害を受けることがあつても、町はその補償の責を負わない。

(使用料)

第8条 増進センターを使用しようとする者は、別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、65歳以上の町民のゲートボール通年利用に係る使用料は、これを徴収しないものとする。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 町長は、特に必要と認めるときは、使用料を減免することが

改正後

改正前

できる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その一部又は全部を返還することができる。

(1) 使用者の責任によらない理由で使用することができなくなったとき。

(2) 使用者が使用前に使用の取消し、又は変更の申出をし、その理由を町長が認めたとき。

(損害賠償)

第10条 使用者が建物その他備付物品を損傷又は滅失したときは、これに相当する額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情によると認めたときは、この限りでない。

(事故の免責)

第11条 増進センターを使用中発生した事故及び傷病に対する責任は、原則として町は負わない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

別表(第8条関係)

区分	使用料
ゲートボール通年利用	一人につき年1,000円
その他利用	1回につき 1,000円

備考

改正後	改正前												
<p style="text-align: center;">清水町世代間交流センター条例</p> <p>別表 1 (第 8 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 30%;">ゲートボール通年利用</th> <th style="width: 50%;">その他利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽スポーツ場</td> <td>一人につき年1,000円</td> <td>1回につき1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 ゲートボール通年利用は、4月1日から翌年3月31日まで1年を通して利用可能とし、世代間交流センター軽スポーツ場及び川東ゲートボール場を共通利用することができる。</p>	区分	ゲートボール通年利用	その他利用	軽スポーツ場	一人につき年1,000円	1回につき1,000円	<p style="text-align: center;">清水町世代間交流センター条例</p> <p>別表 1 (第 8 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 30%;">ゲートボール通年利用</th> <th style="width: 50%;">その他利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽スポーツ場</td> <td>一人につき年1,000円</td> <td>1回につき1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>ゲートボール通年利用は、4月1日から翌年3月31日まで1年を通して利用可能とし、世代間交流センター軽スポーツ場、老人健康増進センター及び川東ゲートボール場を共通利用することができる。</u></p> <p>2 <u>その他利用は、大会その他行事で占有利用する場合とする。</u></p> <p>3 <u>その他利用において、1回の使用は2時間とし、2時間を超える場合は、1時間につき同表に定める額の2分の1を加算する。</u></p>	区分	ゲートボール通年利用	その他利用	軽スポーツ場	一人につき年1,000円	1回につき1,000円
区分	ゲートボール通年利用	その他利用											
軽スポーツ場	一人につき年1,000円	1回につき1,000円											
区分	ゲートボール通年利用	その他利用											
軽スポーツ場	一人につき年1,000円	1回につき1,000円											
<p style="text-align: center;">清水町川東ゲートボール場条例</p> <p>別表 (第 7 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゲートボール通年利用</td> <td>一人につき年1,000円</td> </tr> <tr> <td>その他利用</td> <td>1回につき 1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p>	区分	使用料	ゲートボール通年利用	一人につき年1,000円	その他利用	1回につき 1,000円	<p style="text-align: center;">清水町川東ゲートボール場条例</p> <p>別表 (第 7 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゲートボール通年利用</td> <td>一人につき年1,000円</td> </tr> <tr> <td>その他利用</td> <td>1回につき 1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p>	区分	使用料	ゲートボール通年利用	一人につき年1,000円	その他利用	1回につき 1,000円
区分	使用料												
ゲートボール通年利用	一人につき年1,000円												
その他利用	1回につき 1,000円												
区分	使用料												
ゲートボール通年利用	一人につき年1,000円												
その他利用	1回につき 1,000円												

改正後	改正前
<p>1 ゲートボール通年利用は、4月1日から翌年3月31日まで1年を通して利用可能とし、世代間交流センター軽スポーツ場及び川東ゲートボール場を共通利用することができる。</p>	<p>1 ゲートボール通年利用は、4月1日から翌年3月31日まで1年を通して利用可能とし、世代間交流センター軽スポーツ場、<u>老人健康増進センター</u>及び川東ゲートボール場を共通利用することができる。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(清水町世代間交流センター条例の一部を改正する条例)
- 2 清水町世代間交流センター条例(平成4年清水町条例第4号)別表1(第8条関係)備考1中「、老人健康増進センター」を削る。
(清水町川東ゲートボール場条例の一部を改正する条例)
- 3 清水町川東ゲートボール場条例(平成9年清水町条例第18号)別表(第7条関係)備考1中「、老人健康増進センター」を削る。